

自閉症・情緒障害特別支援学級を中心とした

自立活動の指導 ガイドブック

平成26年3月
山梨県総合教育センター

目 次

目 次	1
「自立活動の指導ガイドブック」利用に当たって	2
第1章 自立活動の概要	
1 自立活動の教育課程上の位置付け	4
2 自立活動の指導の基本	5
3 自立活動の教育課程の編成	7
4 障害の捉え方と自立活動	8
第2章 自立活動の指導手順モデル	
1 自立活動の指導手順モデルについて	11
2 自立活動の個別指導計画票について	12
3 「自立活動の指導のためのチェックリスト」について	14
4 自立活動の指導計画作成に当たって	15
(1) 実態把握	15
(2) 指導目標の設定	18
(3) 項目の選定	21
(4) 指導内容の設定	22
(5) 評価	24
第3章 実践事例集	
1 実践事例について	26
2 実践事例一覧表	27
3 実践事例	29
4 自立活動指導案例	41
資料集	
資料1 「自立活動の個別指導計画票」	
資料2-1 「チェックリスト活用のための留意点」	
資料2-2 「自立活動の指導のためのチェックリスト」	
「自立活動の指導のためのチェックリスト（区分、項目一覧表）」	
資料3 「実態把握票」	

「自立活動の指導ガイドブック」利用に当たって

この「自立活動の指導ガイドブック」は、特別支援教育に携わる先生方が、自立活動の指導を進める際に、参考とできるように作成しました。実践や記入例については、自閉症・情緒障害特別支援学級を対象として示してありますが、他の障害種別や校種でも利用できます。必要なところを読んだり、「自立活動の指導のためのチェックリスト」や「実態把握票」、「自立活動の個別指導計画票」を活用したりしてください。

また、ガイドブックは、リングファイル形式にし、必要な資料を抜き差しできるようになっています。研修会や校内委員会の資料としてコピーが可能です。第3章の実践事例集には、先生方から収集した実践や文献からの資料を基に、実践事例が掲載してあります。さらに、各校で実践した資料を添付していくことで、指導資料集としての充実を図っていただければ幸いです。

なお、本ガイドブック作成に当たっては、主に『特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部・高等部）』（平成21年6月文部科学省）を参考にしました。

第1章

自立活動の概要



自立活動の教育課程上の位置付けやその法的根拠について、説明してあります。自立活動の構成や内容が分かりやすくなるようにコンパクトにまとめました。障害や自立活動の指導については、ICFモデルとの関連で捉えることが大切です。

1 自立活動の教育課程上の位置付け

小・中学校の教育は、児童生徒の生活年齢に即して系統的・段階的に進められています。その教育内容は、発達の段階等に即して選定されたものが配列されており、それらを順に教育することにより人間としての調和のとれた育成が期待されています。

障害のある児童生徒の場合は、その障害によって、日常生活や学習場面において様々なつまずきや困難が生じることから、小・中学校の児童生徒と同じように心身の発達の段階等を考慮して教育するだけでは十分とは言えません。そこで、個々の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導が必要となります。このため、特別支援学校においては、特に「自立活動」の領域を設定し、その指導を行うことによって、人間として調和のとれた育成を目指しています。

学校教育法第72条で示されている特別支援学校の目的の一つは、「障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授ける」ことです。

それは「自立活動」の指導を中心として行われるもので、授業時間を特設して行う自立活動の時間における指導を中心とし、各教科等の指導においても自立活動の指導と密接な関連を図って行わなければなりません。

特別支援学級や通級による指導においては、児童生徒の障害の状態を考慮すると、小学校又は中学校の教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当ではなく、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示されている自立活動等を取り入れた特別の教育課程を編成する必要がある場合があります。このため学校教育法施行規則には、特別の教育課程を編成できることが規定され、小学校又は中学校学習指導要領解説（総則編）では、自立活動の内容を取り入れるなどして、実情に合った教育課程を編成する必要があることが示されています。

学校教育法第72条

「特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。」

「小学校学習指導要領又は中学校学習指導要領解説（総則編）」

第3章第2節3 その他の教育課程編成の特例（抜粋）

「…特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、例えば、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である『自立活動』の内容を取り入れる…」

学校教育法施行規則第138条

「小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第50条第1項、第51条及び第52条の規定並びに第72条から第74条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。」

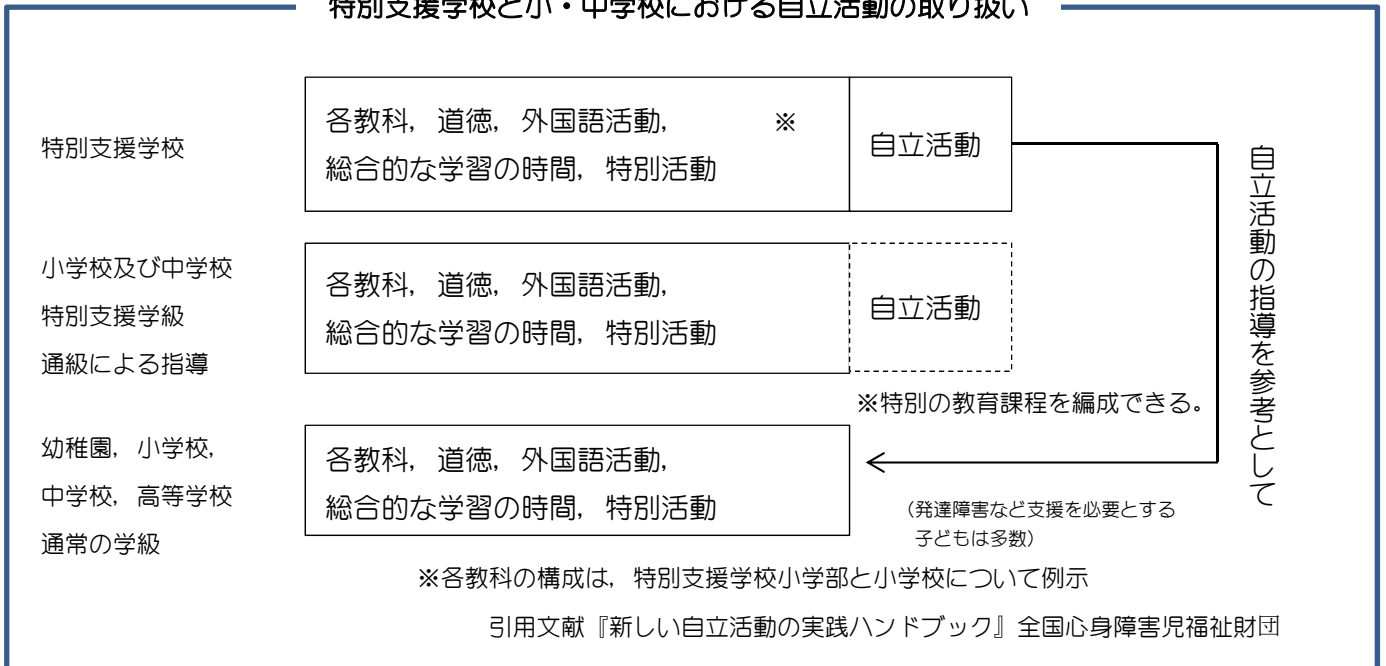
第140条

「小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第50条第1項、第51条及び第52条の規定並びに第72条から第74条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。」

「特別支援学校学習指導要領解説自立活動編 第2章自立活動の意義と指導の基本」（抜粋）

「小学校又は中学校の通常の学級に在籍している児童生徒の中には、通級による指導の対象とはならないが障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導が必要となる者がいる。こうした児童生徒の指導に当たっては、本書に示した内容を参考にして適切な指導や必要な支援を行うことが望まれる。」

特別支援学校と小・中学校における自立活動の取り扱い



2 自立活動の指導の基本

(1) 指導の特色

- 個々の児童生徒の実態を的確に把握し、個別に指導の目標や具体的な指導内容を定めた個別の指導計画を作成します。
- 個別指導の形態で行われることが多いが、指導の目標を達成する上で効果的である場合には、児童生徒の集団を構成して指導することも考えられます。
- 自立活動の指導計画は個別に作成されることが基本であり、最初から集団で指導することを前提とするものではない点に十分注意する必要があります。

- ① 個別の指導計画を作る。
- ② 個別指導の形態が多い。
- ③ 効果的な場合は、集団を構成して指導する。



(2) 自立活動の内容とその取扱いについて

- 自立活動の内容は、人間として基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素で構成されており、それらの代表的な要素である 26 項目を「健康の保持」、「心理的な安定」、「人間関係の形成」、「環境の把握」、「身体の動き」、「コミュニケーション」の 6 つの区分に分類・整理したものです。
- 自立活動の「内容」は、具体的な「指導内容」の要素となるものです。具体的な指導内容を設定する際には、学習指導要領に示されている「内容」の中から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けることが重要です。

自立活動の6区分26項目の内容

人間として基本的な行動を遂行するために必要な要素

障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素

1 健康の保持

- (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。
- (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。
- (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事。
- (4) 健康状態の維持・改善に関する事。

2 心理的な安定

- (1) 情緒の安定に関する事。
- (2) 状況の理解と変化への対応に関する事。
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。

3 人間関係の形成

- (1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。
- (2) 他者の意図や感情の理解に関する事。
- (3) 自己の理解と行動の調整に関する事。
- (4) 集団への参加の基礎に関する事。

4 環境の把握

- (1) 保有する感覚の活用に関する事。
- (2) 感覚や認知の特性への対応に関する事。
- (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。

- (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関する事。

- (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。

5 身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助手段の活用に関する事。
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関する事。
- (4) 身体の移動能力に関する事。
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。

6 コミュニケーション

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事。
- (2) 言語の受容と表出に関する事。
- (3) 言語の形成と活用に関する事。
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事。

* 必要な項目を選定し、相互に関連付ける。→さまざまな項目を組み合わせる必要がある。

- ・小・中学校学習指導要領に示されている各教科等の「内容」は
→すべての児童生徒に対して確実に指導しなければなりません。
- ・特別支援学校学習指導要領に示されている自立活動の「内容」は
→個々の児童生徒の障害の状態や発達の程度に応じて選定し、相互に関連付けます。

(3) 自立活動の指導の進め方



第2章参照

- ・一人一人の実態を的確に把握して個別の指導計画を作成し、それに基づいて指導を展開しなければなりません。
- ・個別の指導計画に基づく指導は、計画（Plan）—実践（Do）—評価（Check）—改善（Action）の過程で進めます。
- ・指導の効果を評価するだけでなく、計画の妥当性についても詳細な検討を行う必要があります。その際、教師間の連携の下に評価を行うとともに、必要に応じて、外部の専門家や保護者等との連携を図っていくことも大切です。

(4) 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の自立活動

- ・学校教育法施行規則第130条第2項に基づいて、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて指導を行う場合においても、自立活動について個別の指導計画を作成し、指導目標や指導内容を明記する必要があります。

3 自立活動の教育課程の編成

自立活動の指導は、個々の児童生徒の障害の状態や発達の段階等に即して指導を行うものです。したがって、その授業時数も、個々の児童生徒の障害の状態等に応じて適切に設定される必要があります。このため、一律に授業時数の標準としては示してありません。だからといって、自立活動の時間を確保しなくてもよいということではなく、適切な授業時数を確保する必要があるということです。

小学部・中学部学習指導要領（第1章第2節第1の4）

「学校における自立活動の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、自立活動の時間における指導は、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動と密接な関連を保ち、個々の児童又は生徒の障害の状態や発達の段階等を的確に把握して、適切な指導計画の下に行うよう配慮しなければならない。」

小学部・中学部学習指導要領（第1章第2節第3の3）

「小学部又は中学部の各学年の自立活動の時間に充てる授業時数は、児童又は生徒の障害の状態に応じて、適切に定めるものとする。」

まとめ

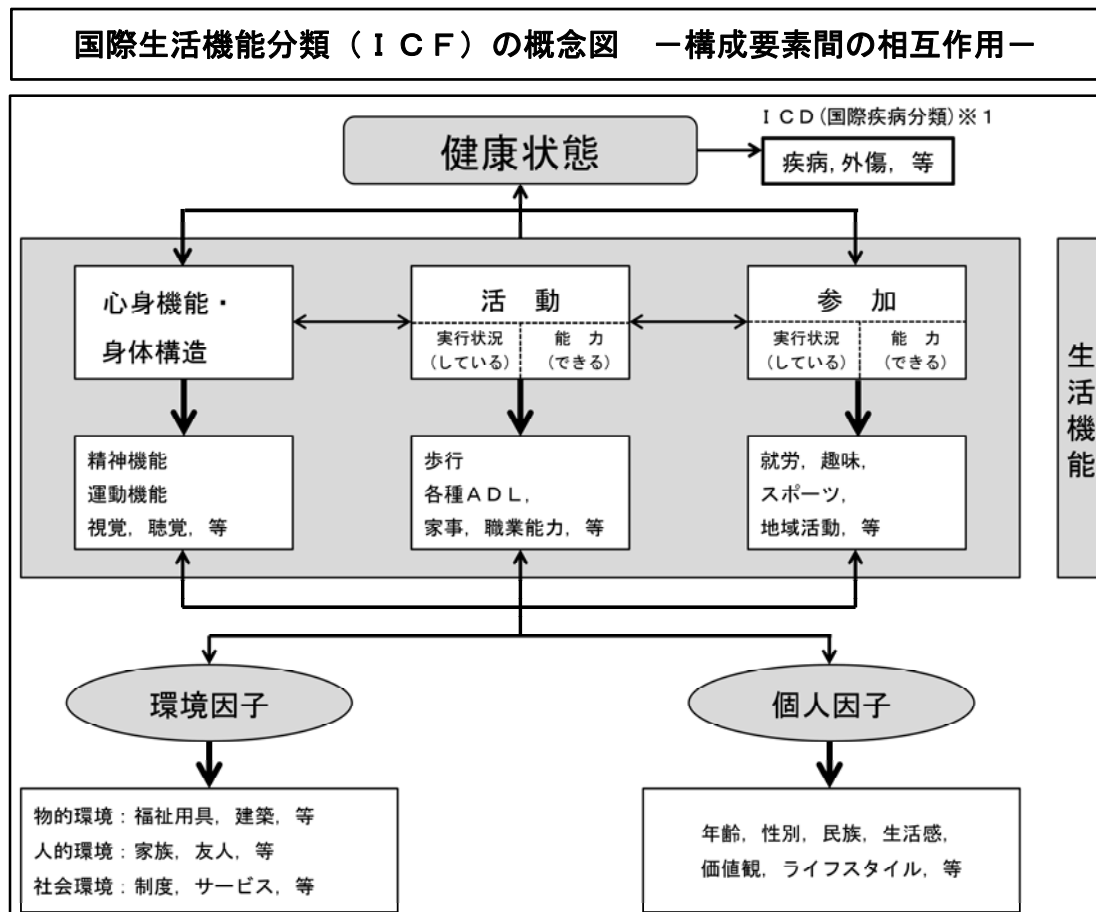


教育の場における自立活動の捉え方

特別支援学校	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校の教育課程において特別に設けられている指導領域である。 ・学校の教育活動全体を通じて行う。 ・自立活動の時間における指導を中心とし、各教科等の指導においても自立活動の指導と密接な関連を図る。 ・障害の状態や発達段階を的確に把握し、個別の指導計画を作成する必要がある。 ・個々の児童生徒の障害の状態等に応じて、適切な授業時数を確保する。 * 重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合 ・各教科の全部又は一部を自立活動に替えることができる。（道徳、特別活動は全部替えることはできない。一部は必ず指導が必要である。）
特別支援学級	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校学習指導要領を参考に、自立活動の内容を取り入れるなどして、実情に合った教育課程を編成することが必要である。
通級指導教室	<ul style="list-style-type: none"> ・障害に応じた特別な指導として自立活動の指導を行うことが原則である。 ・特に必要がある場合は、障害に応じた各教科の補充指導を行う。
通常の学級	<ul style="list-style-type: none"> ・障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導が必要な児童生徒に対して、特別支援学校の自立活動の指導を参考にして適切な指導や必要な支援を行うことが望まれる。

4 障害の捉え方と自立活動

平成13年にWHO（世界保健機関）において採択された「国際生活機能分類（ICF：International Classification of Functioning, Disability and Health）」では、人間の生活機能は「心身機能・身体構造」、「活動」、「参加」の3つの要素で構成されており、それらの生活機能に支障がある状態を「障害」と捉えています。そして、生活機能と障害の状態は、健康状態や環境因子等と相互に影響し合うものと説明され、構成要素間の相互関係については、次の図のように示されています。



（出典）厚生労働省大臣官房統計情報部編「生活機能分類の活用に向けて」

※1 ICD（国際疾病分類）は疾病や外傷等について国際的に記録や比較を行うためにWHO（世界保健機関）が作成したものである。ICDが病気や外傷を詳しく分類するものであるのに対して、ICFはそうした病気等の状態にある人の精神機能や運動機能、歩行や家事等の活動、就労や趣味等への参加の状態を環境因子等のかかわりにおいて把握するものである。

自立活動が指導の対象とする「障害による学習上又は生活上の困難」は、ICFとの関連で捉えることが必要です。自立活動の内容には、「人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素」、「障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための要素」があります。例えば、前者は、食べること、視覚や聴覚を活用すること、歩くことなど、生活を営むために基本となる行動に関する要素であり、ICFで示している生活機能に当たります。後者は、視覚障害のゆえの見にくさを改善する方法を身に付けること、あるいは病気の進行を予防するための自己管理の仕方を学ぶことなどであり、ICFでも障害として示している状態を改善・克服するための要素です。したがって、自立活動の内容は、ICFで示されている「生活機能」と「障害」の双方の視点を含むものと言えます。

また、自立活動の内容には、「障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること」、「姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること」などがあり、「意欲」、「補助的手段の

活用」といった個人因子や環境因子に関する項目も示されています。

さらに、自立活動の内容は、個々の児童生徒に必要な項目を選定し、相互に関連付けて指導されることになっており、生活機能の側面と障害による困難の側面とともに、個人因子や環境因子等との関わりを踏まえて個々の児童生徒の実態を把握し、具体的な指導内容を設定することが必要です。

ICFの考え方を踏まえるということは、障害による学習上又は生活上の困難を的確に捉えるとともに、児童生徒が現在行っていることや、指導をすればできること、環境を整えればできることなどに一層目を向けるようになることを意味しています。

今後の自立活動においては、これらの生活機能や障害、環境因子、個人因子等をよりの確に把握し、相互の関連性について、これまで以上に十分考慮することが求められています。

第2章

自立活動の指導手順モデル



自立活動の「内容」は、個々の児童生徒の障害の状態や発達の種類等に応じて設定されるものです。そのため、「自立活動」の指導に当たっては、個別の指導計画を作成することが必要です。この指導計画を作成するにはどのようにすればよいか、その手順や記入方法、留意すべき点や記入例が示してあります。

1 自立活動の指導手順モデルについて

初めて特別支援学級担任になった場合などは、自立活動の指導計画を立案することは難しいかもしれません。そのようなときには、以下に示したフローチャートに沿って「自立活動の個別指導計画票」を作成していきましょう。

